

# 芮国墓地の墓制

小澤 正 人

## はじめに

本論文の目的は、先秦時代陵墓研究の一貫として、陝西省韓城市梁帯村芮国墓地を検討することにある。

先秦時代陵墓研究のうち、西周時代から春秋時代にかけては諸侯墓の研究が基本となる。諸侯墓については、1980年代の北京市瑠璃河燕国墓地、1990年代の山西省北趙晋侯墓地の発掘以降、集団墓地の発掘調査が続いている。本稿で取り上げる陝西省梁帯村芮国墓地（以下「芮国墓地」と呼ぶ）もそのような諸侯墓地の一つである。

芮国墓地は2004年に発見され、2005年から2010年にかけて分布調査と発掘調査が行われた。この調査により墓地の墓葬分布が知られるとともに、60基あまりの墓葬が発掘され、この墓地が西周時代後期から春秋時代前期のものであることが判明した。さらに出土した青銅器に「芮公」「芮太子」といった銘文が認め

られたことから、この墓地が芮国のものであると判断された。なかでも春秋時代前期とされる19号墓・26号墓・27号墓は報告者により芮公とその配偶者2名の墓葬とされており、諸侯とその配偶者の墓制の比較ができるという意味で貴重な調査例となっている<sup>(1)</sup>。

以上のような芮国墓地の特徴をふまえて、本稿では先秦時代諸侯墓研究の一例として芮国墓地19号墓・26号墓・27号墓を対象として、その墓制を明らかにすることを目的とする。以下、芮国墓地を概観した後、対象とする3基の墓葬ごとにその構造、副葬品、構築過程の観点から整理を行う。そのうえで芮国墓地の墓制を明らかにしたいと考えている。

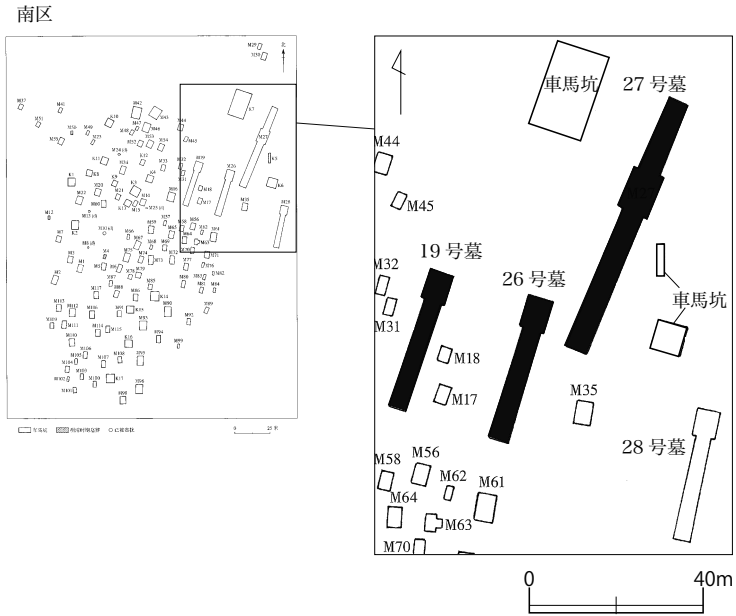
## 1 芮国墓地の概要

芮国墓地には北部の北区、西部の西区、南部の南区、中間のⅠ区・Ⅱ区の5つの調査区が設定されている(第1図)。このうち西区を除く各地区で墓道を伴う大型墓が確認されている。さらに墓道は付設されないものの規模が大きく、青銅飲食器を副葬する墓葬も各地区で確認されている。本稿で対象とする27号墓・26号墓・19号墓はこのうち南区に位置している。

南区では墓道を付設した大型墓と多数の土坑墓、さらに車馬坑が確認されている(第2図)。大型墓は調査区北側に位置し27号墓・26号墓・19号墓および28号墓の4基が発掘調査され、報



芮国墓地の墓制



第2図 27号墓・26号墓・19号墓

告書も刊行されている。このうち、27号墓が中字形墓である以外はいずれも甲字形墓である。28号墓以外の墓葬からは「芮公作」「芮太子作」銘の青銅器が出土しており、これら墓葬が芮公とその家族のものとする根拠の一つとされた。さらに報告者は武器が副葬されている27号墓・28号墓の被葬者を男性、副葬されていない26号墓・19号墓の被葬者を女性としている。そして4基の墓葬のうち27号墓・26号墓・19号墓が近接していること、27号墓のみが中字形墓であることから、27号墓の被葬者は芮公

で、26号墓・19号墓の被葬者はその配偶者の墓葬を考えている。28号墓は前記の3基の墓葬よりも年代が下がること、副葬品に武器が含まれるため被葬者が男性と推測されることなどから、27号墓に続く芮公の墓葬だと考えている。

以上が芮国墓地の概略である。次に対象とする3基の墓葬について、報告書をもとに構造、副葬品、築造過程から整理を行う。

## 2 芮国墓地27号墓

### (1) 構造

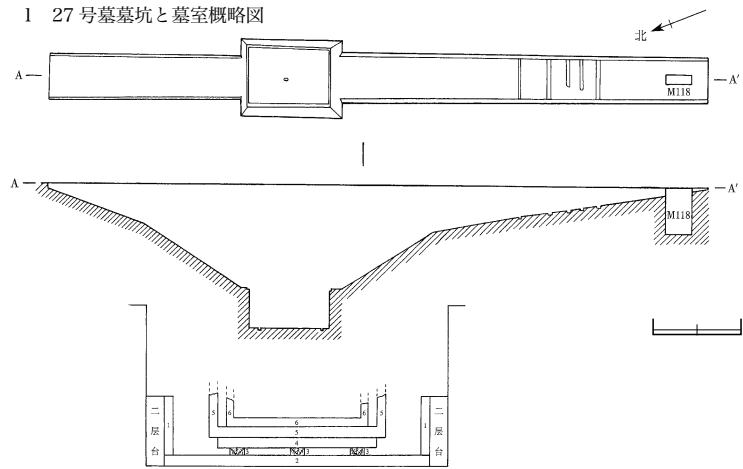
27号墓は墓道をもつ竖穴土坑木槨木棺墓である（第3図1）。

墓道は南側と北側に付設される。南墓道は全長 33.8 m、底部長 37.3 m、上部の幅 4.2~4.6 m、墓道底部は 3.4~3.8 m と底部に向かいやや狭くなる。北墓道は全長 17.4 m、底部長 22.0 m、上部の幅 4.0~4.2 m、墓道底部は 3.6~3.8 m と底部に向かいやや狭くなる。

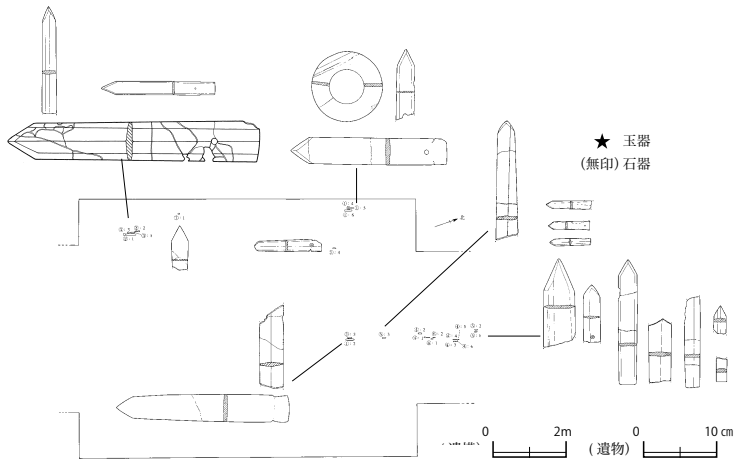
墓室の形状は長方形で、墓口長 9.20 m・幅 7.20 m、墓底長 7.8 m・幅 5.3 m を測る。墓坑から墓底までの深さは 12 m を測る。墓底周囲には二層台が設けられている。二層台は幅 0.5~0.8 m、高さは 2.41 m を測る。墓室と墓道の埋土は版築されていた。

葬具は木槨木棺である。槨室は長さ 7.20 m、幅 4.80 m、高

芮国墓地の墓制



2 墓坑埋土中の出土遺物



第3図 27号墓墓坑と墓坑埋土中の出土遺物

さ 3.06 m を測る（第 4 図 1）。槨室上には竹蓆がかけられていた。槨室は、蓋板、側板、端板、底版で構成されている。蓋板は長さ 3.65 m、幅は 0.17～0.30 m、厚さは 0.12～0.20 m を測り、22枚が確認されている。側板と端板は 9 枚が確認されている。側板は長さ 7.20 m、幅は 0.20～0.30 m、端板は長さ 4.80 m、幅 0.21～0.30 m、厚さ 0.08～0.12 m を測る。底版は 18 枚で構成され、長さ 7.30～7.45 m、幅 0.18～0.25 m を測る。南北では二層台内に 0.10～0.25 m 入っていた。底部には軸木が置かれていた。それぞれ二層台には 0.04～0.23 m 入っていた。

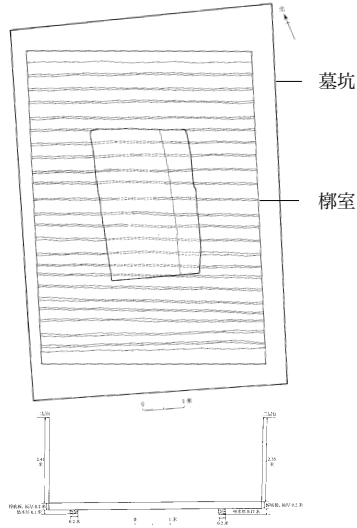
棺室は外棺と内棺からなる。外棺は長さ 2.8 m、幅 1.7 m を測る。蓋板は 11 枚で、幅は 0.14～0.18 m を測る。側板は厚さ 0.06 m で、残高 0.45 m を測る。外棺の周囲には 10 点の棺環が付けられていた。側板に 4 点ずつ、端板に 1 点ずつが付けられていた。

内棺は長さ 2.4 m、幅 0.90 m を測る。蓋板は 5 枚で、幅は 0.11～0.25 m を測る。側板の厚さは 0.05～0.06 m、残った高さは 0.3 m を測る。棺内には大量の朱砂が撒かれており、最も厚いところでは 2 cm を測る。発掘時に被葬者と副葬品は赤く染まっていた。

棺室には棺覆が被せられていた（第 4 図 2）。棺覆は横方向 5 本、縦方向 4 本の木柱を組み合わせて作られていた（第 4 図 2（1））。槨室の底板から 1.5 m の高さで確認された。木柱の周囲からは銅魚・陶珠・瑪瑙珠・子安貝を組み合わせた棺覆飾が

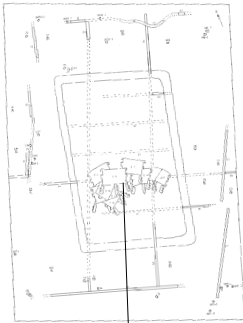
芮国墓地の墓制

1 墓坑と槨室

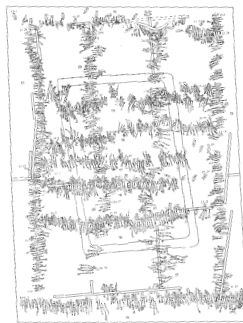


2 棺覆

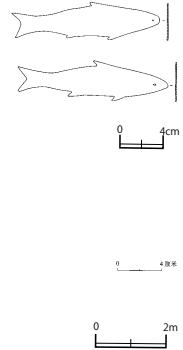
(1) 棺覆の骨組み



(2) 棺覆飾の分布



(3) 棺覆飾



翠

第4図 27号墓槨室と棺覆

出土している（第4図2（2）（3））。使われた銅魚483点、陶珠2838点、瑪瑙珠8531点、子安貝は2008点にのぼる。木柱と棺覆飾から、棺覆は南北長 4.96 m、東西幅 3.58 m を測る。また外棺上には髪が置かれていた。

被葬者の遺骸は腐食しており、痕跡から被葬者は仰身葬で、頭位方向は北、身長は 1.76 m と想定される。性別や年齢は不明である。

## （2）副葬品（第3図2、第5図～第10図）

副葬品は飲食礼器、楽礼器、武器、車馬具、工具、玉器がある<sup>(2)</sup>。これら副葬品は墓坑埋土、槨室内、木槨内から出土している。以下、出土地点ごとに紹介する。

### ① 墓坑埋土

墓室西北端および西南端、北墓道の埋土から玉器が出土している。出土したのはいずれも小型の模造品で、武器型玉器の模造品である玉戈および石戈、礼玉の模造品である璧・圭などがある（第3図2）。

### ② 槨室内

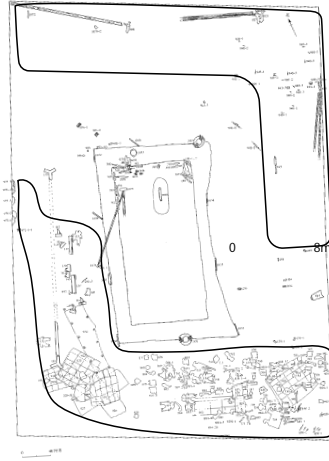
木槨内から飲食礼器、楽礼器、武器、車馬具、工具などが出土している。

芮国墓地の墓制

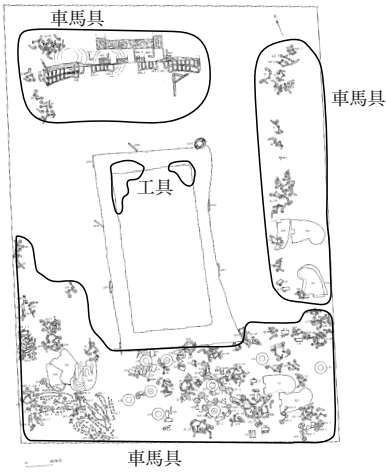
1 礼器：青銅飲食器・楽器



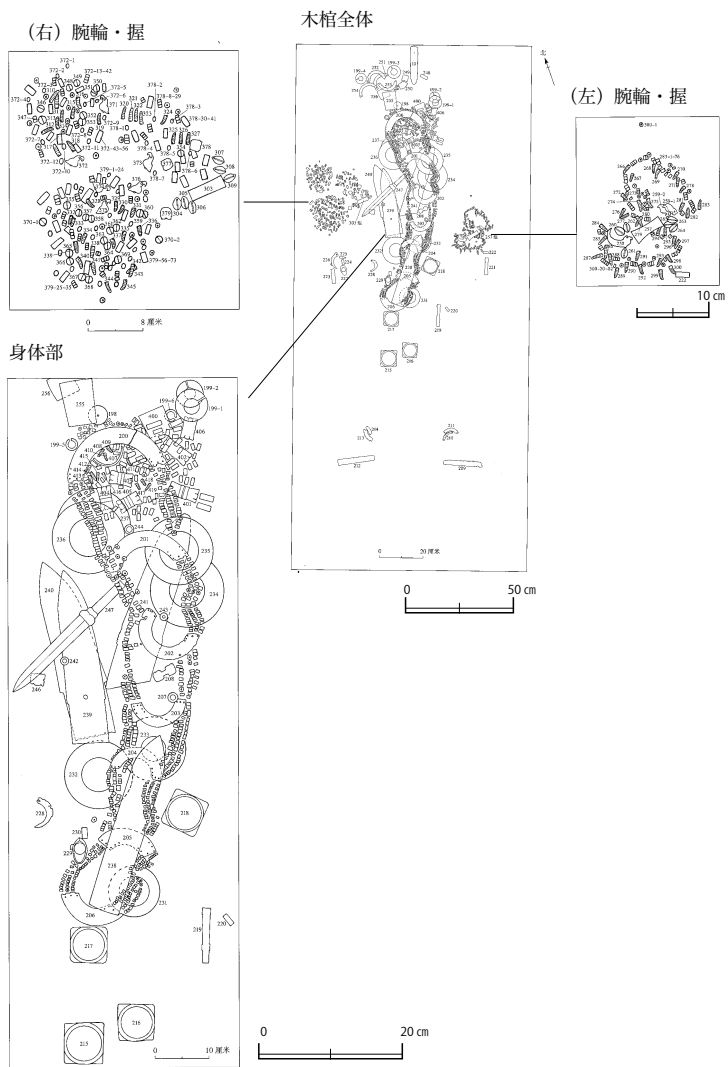
2 武器



3 車馬具・工具



第5図 27号墓副葬品出土状況



第 6 图 27号墓棺内玉器出土状况

1) 飲食礼器 (第7図・第8図)

飲食礼器としては青銅飲食器が出土している。青銅飲食器は木棺に沿うように、槨室西側を中心に、一部が南側から出土している(第5図1)。

煮炊器には鼎と甗がある。鼎は同型式のものが7点出土し、大きさを逡減していく「列鼎」となっている(第7図1)。甗は1点が出土している(第7図2)。

盛食器には簋と有蓋盆が出土している。簋には有蓋と無蓋がある。前者は同型式のものが6点出土し「列簋」となっている(第7図3)。無蓋簋(第7図4)と有蓋盆(第7図5)は1点のみの出土である。

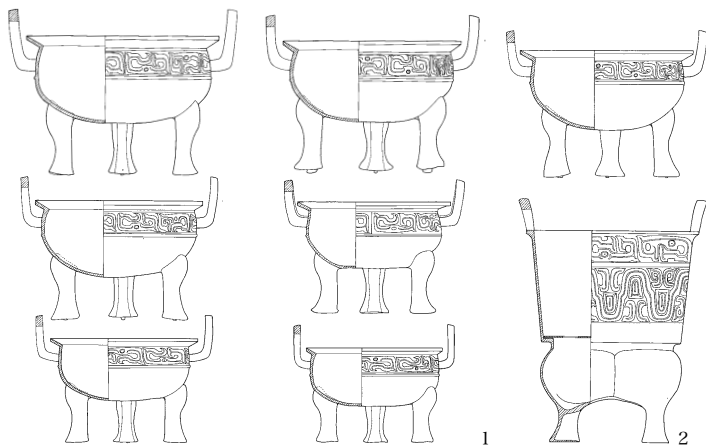
酒器は方壺、尊、卣、角、觚、小型壺(第8図6)がある。方壺は同型式のものが2点出土している(第8図1)。尊(第8図2)・卣(第8図3)・角(第8図4)・觚(第8図5)などの器種は殷代から続く器種で、西周時代中期以後は墓葬からの出土例が減少し、春秋時代前期に出土することは極めて珍しい<sup>(3)</sup>。いずれも1点のみが出土している。水器としては盤(第8図7)と盃(第8図8)がそれぞれ1点出土している

鼎は大型のものに小型のものが入れられ、甗には有蓋簋が入れられ、鼎・盤・盃が重なって出土している。

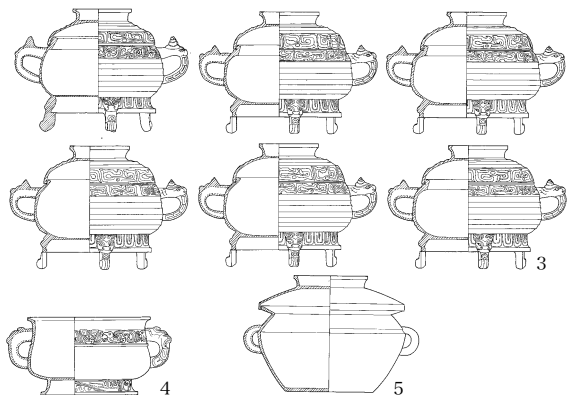
2) 楽礼器 (第9図)

楽礼器には編鐘、編磬、太鼓、鐃、鐃、鐃があり、槨室東北に

青銅飲食器  
煮炊器

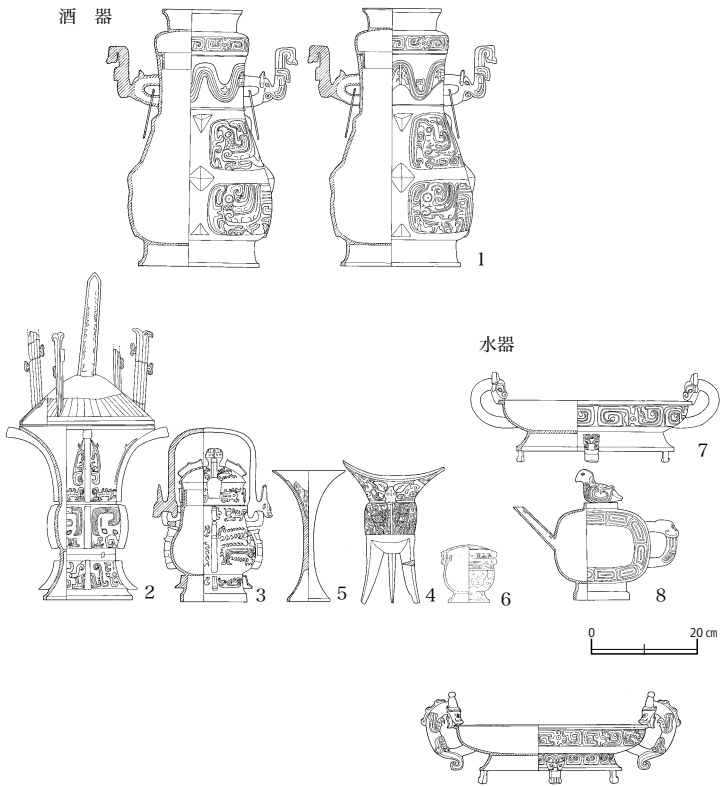


盛食器



第7图 27号墓出土遺物 青銅飲食器 (1)

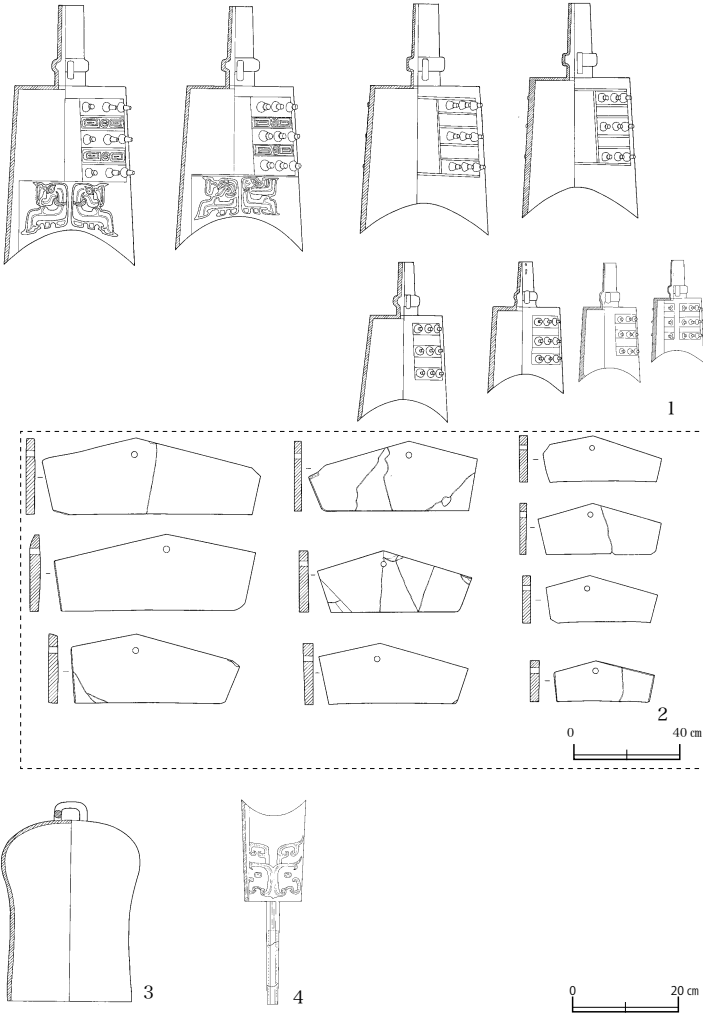
芮国墓地の墓制



第8図 27号墓出土遺物 青銅飲食器 (2)

まとめて置かれていた (第5図1)。編鐘は8点 (1)、編磬は10点 (2) で構成され、大きさが異なり音階を表現している。いずれも木製の器物架けと吊り下げ金具が出土している。太鼓は木製で痕跡が出土し、木製の太鼓立ても出土している。楽礼器はいずれも使われていた状態で副葬されたと考えられる。罍

樂器



第9图 27号墓出土遗物 樂器

于（3）と鏡（4）は1点のみの出土である。

### 3) 武器（第10図）

武器には卷首鉞、戈、矛、匕首、鏃、盾、甲冑があり、槨室壁に沿い全体から出土している（第5図2）。卷首鉞は槨室東壁で柄が付いた状態で副葬されている（1）。戈もやはり柄が付いた状態で槨室北壁と東壁に置かれていた（2）。東壁では卷首鉞とともに出土している。また木棺蓋上から銅戈・鉄戈が出土している。銅矛は槨室東側から出土している（5）。鏃は全体にわかれ、複数がまとまって出土した（4）。盾は槨室西壁に、甲冑は南側に並べられていた。

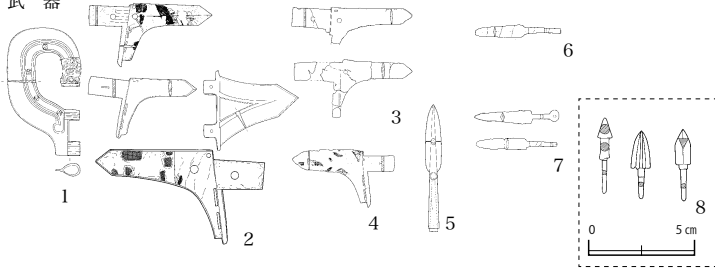
### 4) 車馬具（第10図）

車馬具は全体から出土している（第5図3）。車具として轄（9）、鍳鈴（10）、軛（11）などのほか、飾金具が副葬されている。馬具としては、ハミ（12）、馬面飾（13）、鐸（14）などのほか、飾金具が出土している。

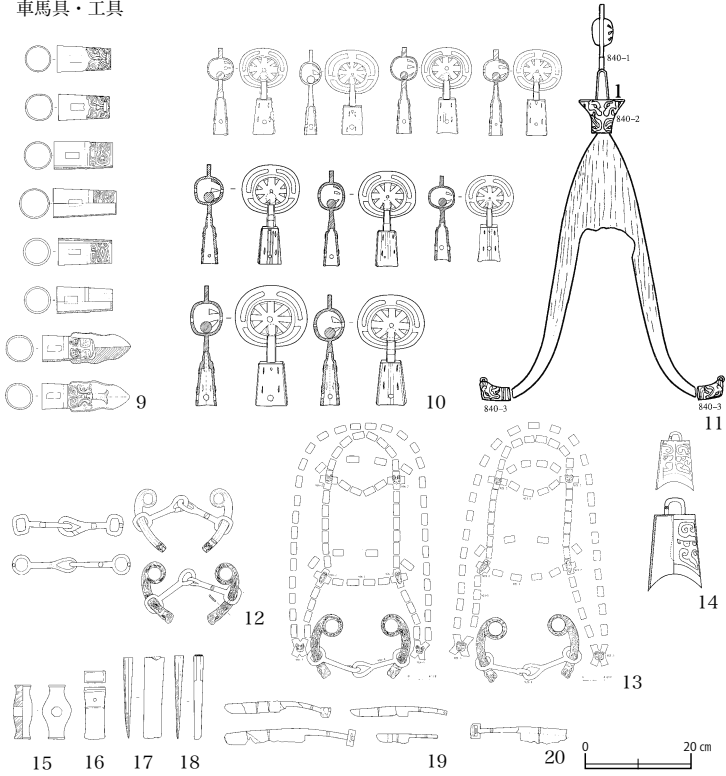
### 5) 工具（第10図）

工具は外棺下に置かれ、金槌（15）、斧（16・17）、鑿（18）、刀子が出土した。

武器



車馬具・工具



第10図 27号墓出土遺物 武器・車馬具

③ 木棺内

木棺は外棺と内棺からなり、玉器と青銅器・鉄器が出土している。

木棺のうち棺蓋上からは礼玉で武器型の玉戈（第11図1）が出土している。

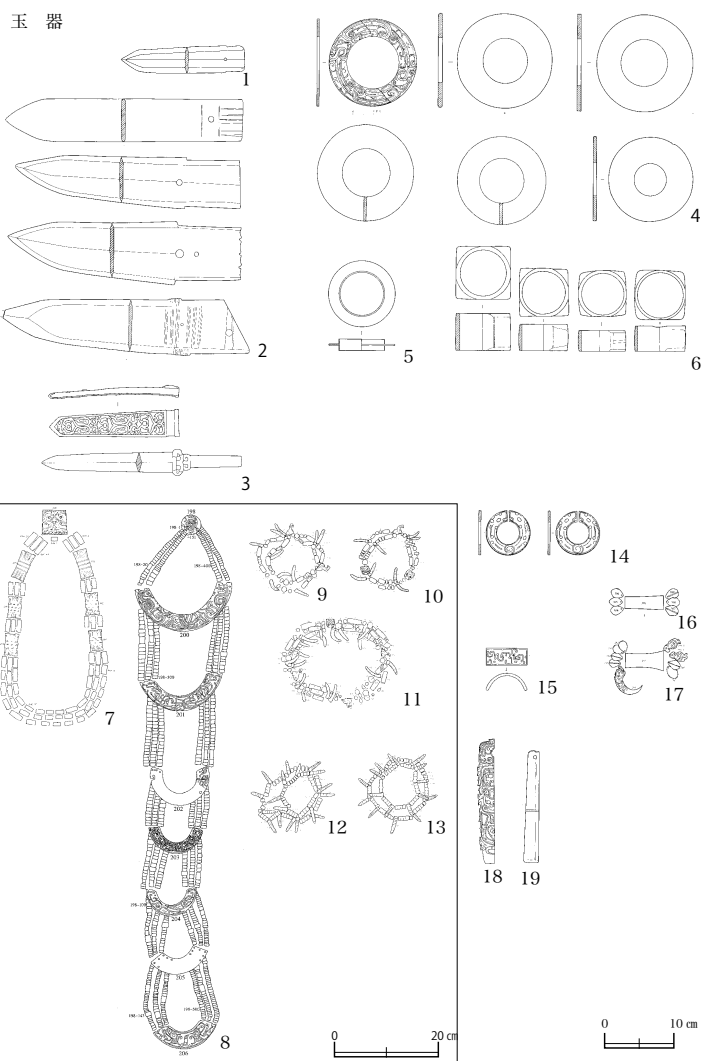
内棺内から礼玉・佩玉・葬玉が出土している（第6図）。礼玉には武器型の玉戈（第11図2）・玉剣（第11図3）、璧（第11図4・5）・琮（第11図6）が出土している。玉剣は金製の鞘に入れられていた。また佩玉として首佩（第11図7）、全身にかけられた身佩（第11図8）、腕佩（第11図9～13）、玦（第11図11）などがある。腕佩のうち右腕に第11図9～11、左腕に第11図12・13が着けられていた。また葬玉として被葬者の口に含ませる含玉（第11図12）、手に握らせる握玉（右手：第11図16、左手：第11図17）、足先に詰める踏玉（第11図18：19）も確認されている。

内棺内東北部からは銅戈（第11図3）、銅匕首（第10図6）、銅刀子、西北部からは鉄戈（第11図4）、銅匕首（第10図7）、銅刀子（第11図6）、鉄製刀子（第11図7）が出土している。

（3）構築過程

墓葬の構築にあたりまず墓坑が掘削される。墓坑は壁面をほぼ垂直にして掘削される。底部に達した後、木槨が構築される。

木槨は軸木を敷いた後、底板を敷き、側板・端板の順で組み立てられる。ついで木棺が置かれる。木棺はまず軸木を敷き、さ



第11图 27号墓出土遺物 (5)

らに簀の子を置く。そのうえにまず外棺を置き、ついで内棺を置く。外棺と内棺の間には副葬品が置かれていないため、両者は一体として扱われていたと考えられる。木棺内の遺体には含・握・脚などが施され、布に包まれた後、全体が玉器の札玉や佩玉で覆われる。蓋が覆われた後、外棺蓋上には玉戈が置かれる

その後槨室には副葬品が置かれる。墓道反対側の墓室北側には戈などの武器と馬具が置かれる。さらに東側槨室壁際には車馬具と戈・矛などの武器と車馬具が置かれる。槨室北側東部から東側北部にかけ編鐘・編磬・太鼓などの楽器が置かれる。さらに棺脇に青銅飲食器が置かれる。その後、槨室西側南部、南側に武器・車馬具が置かれる。その後木槨内に棺覆が置かれる。

木槨の蓋板が置かれた後、竹蓆で覆われる。その後埋め戻しが始まり、途中で玉器などが置かれる。その後墓坑まで埋め戻される。

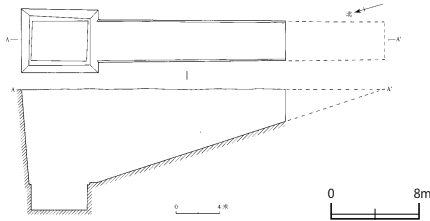
### 3 芮国墓地26号墓の概要

#### (1) 構造

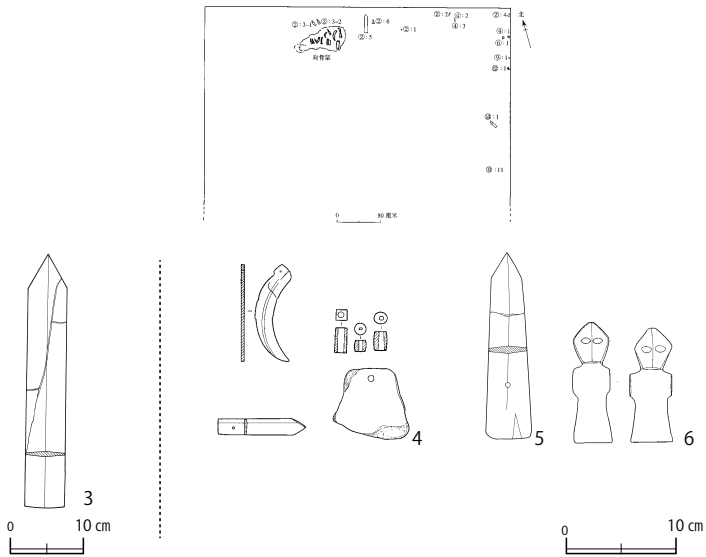
梁帯村26号墓は墓道をもつ堅穴土坑木槨木棺墓である（第12図1）。墓道は南側に付設され、全長 26 m、発掘済みは 17 m である。上部の幅約 3.5~3.8 m、墓道底部は 3.2~3.5 m と底部に向かいやや狭くなる。

墓室の形状は長方形で、墓口長 7.1 m、幅 5.65 m、墓底長

1 26号墓墓坑と墓室概略図



2 墓坑埋土中の出土遺物



第12図 26号墓墓坑と墓坑埋土中の出土遺物

5.6 m・幅 4.45 mを測る。墓坑から墓底までの深さは 11 mを測る。墓底周囲には二層台が設けられている。二層台の幅は四辺で幅が異なり 0.15～0.45 mを測り、高さは 2.42 mを測る。墓室と墓道の埋土は版築されていた。

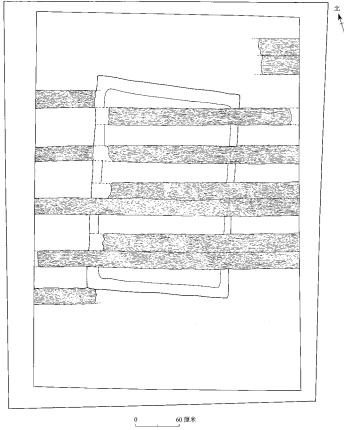
葬具は木槨木棺である。槨室は長さ 5.33 m、幅 3.65 m、高さ 2.42 mを測る（第13図1）。槨室上には蓆がかけられていた。槨室は、蓋板、側板、端板、底版で構成されている。蓋板は6枚のみが確認されている。長さは 3.65 m、幅は 0.22～0.29 m、厚さは 0.12 mを測る。槨室の長さから換算すると、蓋板は21枚で構成されていたことになる。側板と端板は8枚で構成されている。側板は長さ 5.33 m、幅は 0.21～0.28 m、端板は長さ 3.65 m、幅 0.21～0.25 mを測る。底版は16枚で構成され、長さ 5.43～5.53 m、幅 0.18～0.25 m、厚さ 0.12 mを測る。底部には軸木が置かれていた。痕跡の溝は長さ 4.10 m、幅は 0.18 m、深さ 0.12 mを測る。

棺室は外棺と内棺からなる。内棺と外棺には赤漆の痕跡が見つかっているが、紋様などは不明である。

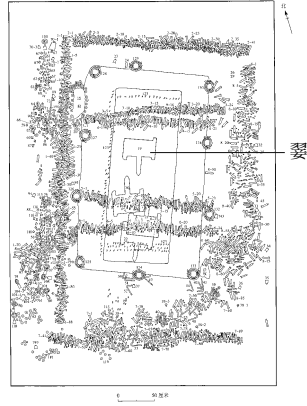
外棺は長さ 2.8 m、幅 1.7 mを測る。蓋板は11枚で、幅は 0.14～0.18 mを測る。側板は厚さ 0.06 mで、残高 0.45 mを測る。外棺の周囲には側板に4点ずつ、端板に1点ずつの棺環が付けられていた。外棺上には銅罍が置かれていた。

内棺は長さ 2.4 m、幅 0.90 mを測る。蓋板は5枚で、幅は 0.11～0.25 mを測る。側板の厚さは 0.05～0.06 m、残った高

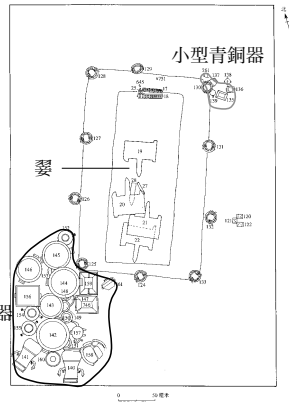
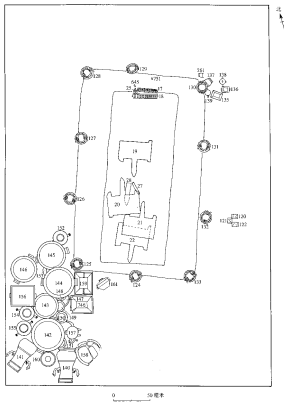
1 墓坑と槨室



2 棺覆



3 遺物出土状況



第13図 26号墓槨室・棺覆・遺物出土状況

さは 0.3 m を測る。棺内には大量の朱砂が撒かれており、最も厚いところでは 2 cm を測る。発掘しに被葬者と副葬品は赤く染まっていた。

棺室には棺覆が被せられていた（第17図2）。棺覆の木組みなどは確認できないが、銅魚・瑪瑙管・陶珠・子安貝による組飾の出土した範囲が棺覆と考えられる。大きさは南北長 4.0 m、東西幅 2.6 m を測る。出土した銅魚786点、陶珠411点、瑪瑙管3200点、子安貝260点が出土している。

被葬者の遺骸は腐食しており、数点の歯が出土したのみである。痕跡から被葬者は仰身葬で、頭位方向は北、身長は 1.73 m と想定される。

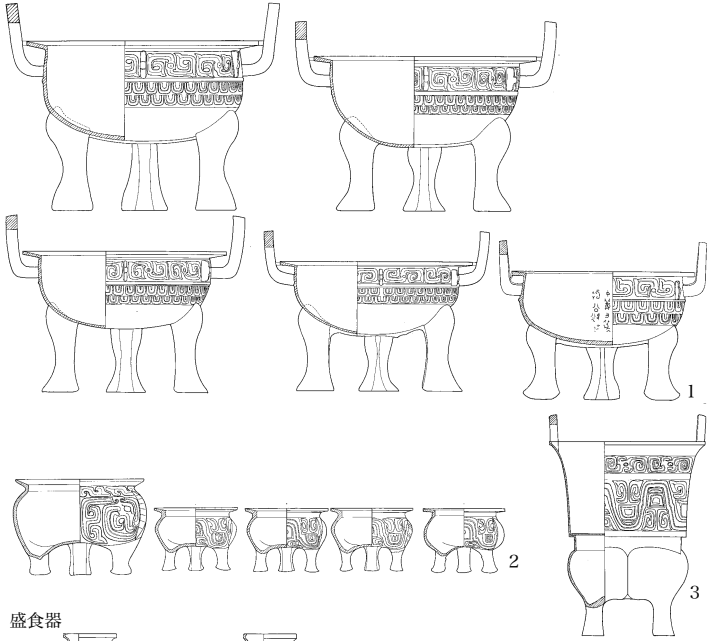
## （2）副葬品（第13図3、第14図～第16図）

副葬品は飲食礼器、武器、車馬具、工具、玉器がある。これら副葬品は墓坑埋土、槨室内、木槨内から出土している。以下、出土地点ごとに紹介する。

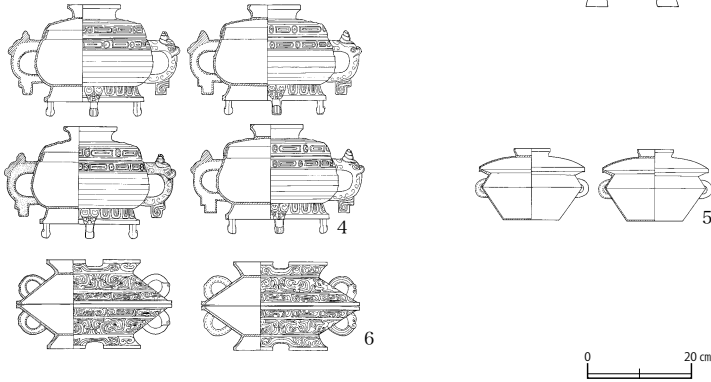
### ① 墓坑埋土（第1図2）

墓室埋土中からは玉器・石器が出土した（第12図2）。出土したのは玉戈（第12図2）、石佩飾（第12図4）、石戈（第12図5）、石人（第12図6）などがある。またイヌの骨も出土している。

青銅飲食器  
煮炊器



盛食器



第14図 26号墓出土遺物 青銅飲食器 (1)

② 槨室内

木槨内から飲食礼器、武器、車馬具、工具などが出土している。

1) 飲食礼器 (第15図)

飲食礼器としては青銅飲食器が西南隅から出土している。

煮炊器には鼎・鬲・甗がある。鼎は同型式のものが5点出土し、大きさを逡減していく「列鼎」となっている(1)。鬲は5点が出土している(2)。大きめの鬲が1点と、小型の鬲が2点で1対の2組となっている。甗は1点が出土している(3)。

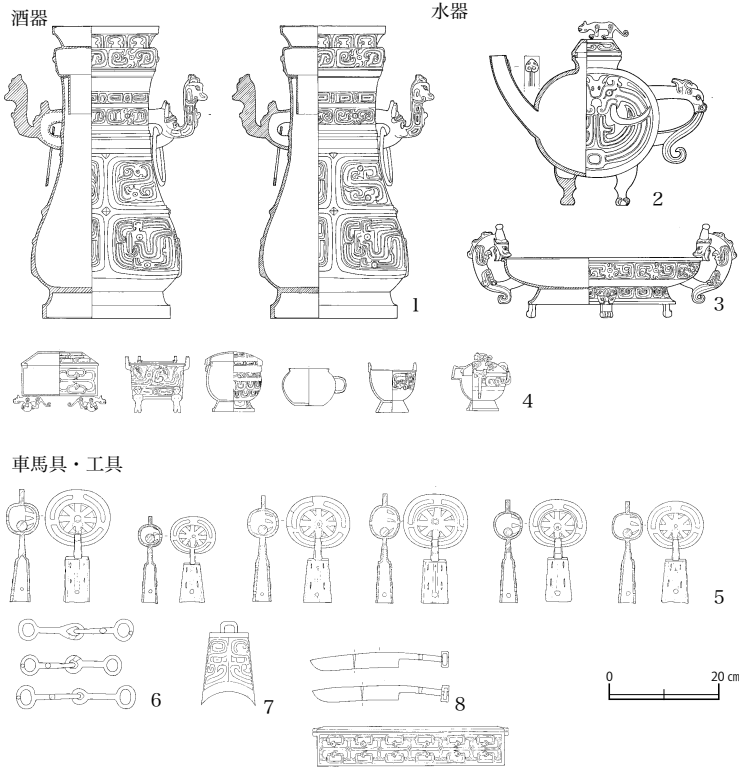
盛食器には簋・簠・盆がある。簋は同型式のものが4点出土し、「列簋」となっている(4)。蓋付盆(5)・簠(6)ともに2点ずつが出土している。

酒器は方壺があり、同型式のものが2点出土している(1)。水器としては盤(3)と盃(2)が出土している。

このほか小型明器が5点出土している(4)。小型明器は上記の飲食器とは別にまとまって出土している。

2) 車馬具 (第15図)

車馬具は全体から出土している。車具としては銮鈴(5)が、馬具としてハミ(6)と鐸(7)が出土している。

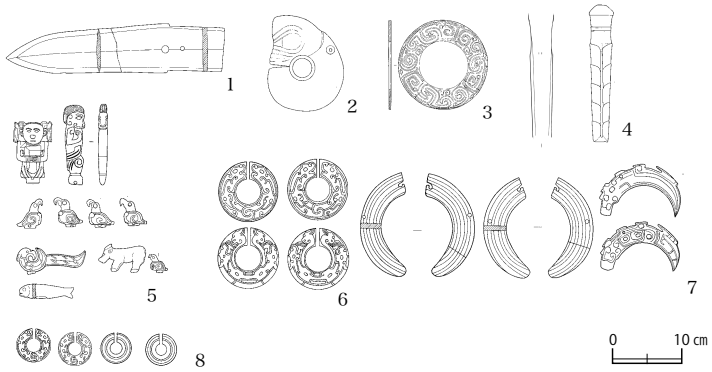


第15図 26号墓出土遺物 青銅飲食器（2）車馬具・工具

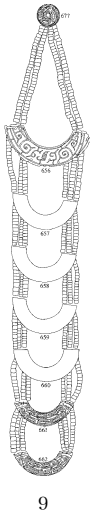
③ 木棺内

内棺内から玉器が出土している（第16図）。玉器には礼玉、柄形器（4）、佩玉、葬玉がある。礼玉には武器型の玉戈（1）、璧（2・3）がある。このうち2については新石器時代紅山文化の玉器が再利用されている。また佩玉としては全身にかけられた

芮国墓地の墓制

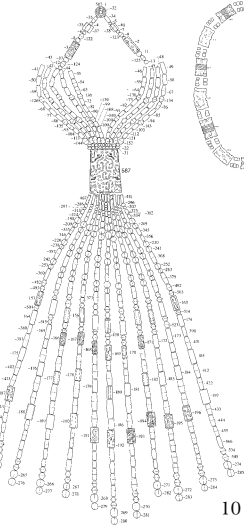


頸部から胸



9

頸部から胸

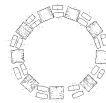


10

首飾り

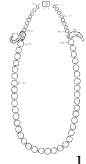


首飾り



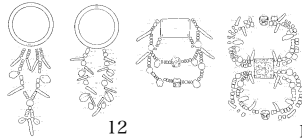
12

首飾り

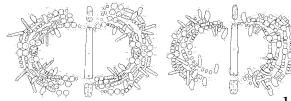


11

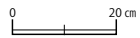
腕輪



握



14



第16図 26号墓出土遺物 玉器

身佩（動物飾を含む）（5～7・9・10）、首佩（11）、腕佩（12・13）、珓（8）などがある。葬玉のうち含には玉片がつかわれていた。握玉も確認されている（14）。

この他、木棺内からは工具の刀子が出土している。外棺北部からは小型銅製方形盒に入った刀子が出土した（第15図8）。また内棺内からは象牙盒に入った刀子4点が出土している。

### （3）構築過程

墓葬の構築にあたりまず墓坑が掘削される。墓坑はほぼ垂直に掘られる。底部に達した後、木槨が構築される。

底部を整地、まず軸木を置く。その後木槨を組み立てるにあたり、まず底板を敷き、次いで側板・端板の順で組み立てる。ついで木棺が置かれる。木棺はまず外棺を置き、ついで内棺を置く。内棺に遺体を安置する。遺体には含や握を施し、さらに全身を礼玉や佩玉で覆う。

その後槨室には副葬品が置かれる。槨室西南隅には青銅飲食器がまとまって置かれていた。車馬具は槨室全体に置かれていた。さらに槨室内を覆うように棺覆が置かれる。

その後槨室の蓋が閉じられ、埋め戻しがおこなわれる。埋め戻しの途中で玉器が置かれる。

### 3 芮国墓地19号墓の概要

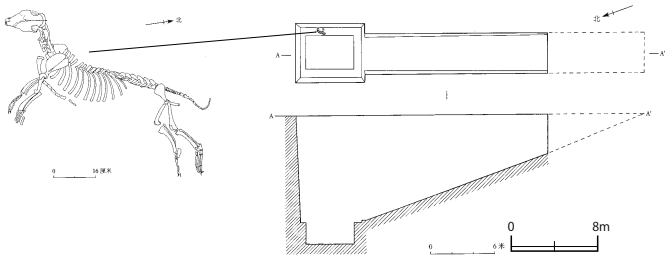
#### (1) 構造

19号墓は墓道をもつ豎穴土坑木槨木棺墓である（第17図1）。墓道は南側に付設され、全長 26 m、発掘済みは 17 m である。上部の幅 3.77 m、墓道底部は 3.3 m と底部に向かいやや狭くなる。

墓室の形状は長方形で、墓口長 6.5 m・幅 5.5 m、墓底長 5.73 m・幅 4.7 mを測る。墓口から墓底までの深さは 10.88 m を測る。墓底周囲には二層台が設けられ、その幅は 0.5~0.9 m を測る。二層台東側北部にはイヌが殉葬されている。イヌは全長が 0.76 m で、首には縄がかけられ、口は閉じられており、抵抗した様子はない。墓室と墓道の埋土は版築されていた。

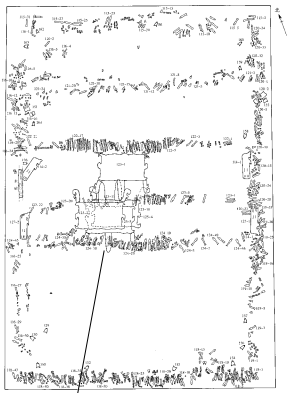
葬具は木槨木棺である。槨室は長さ 4.55 m、幅 3.12 m、高さ 2.03 m を測る。槨室上には蓆がかけられていた。槨室は、蓋板、側板、端板、底版で構成されている。蓋板は18枚からなっており、幅は 0.2~0.3 m、厚さは 0.12~0.15 m を測る。側板と端板は 8 枚で構成されている。側板は長さ 4.32 m、幅は 0.8~0.9 m、端板は長さ 3.4 m、幅 0.2~0.3 m を測る。底版は15枚で構成され、長さ 4.54 m、幅 0.15~0.23 m を測る。槨室底部の南北には軸木が敷かれ、両端は二層台下に延びている。軸木は長さ 3.56 m、幅は 0.13~0.16 m を測る。

1 墓坑



2 棺覆

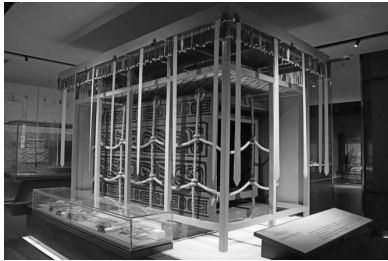
(1) 棺覆飾の分布



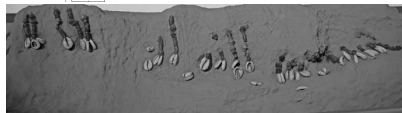
裂



棺覆の復元



棺覆飾



第17図 19号墓墓坑と棺覆

棺室は外棺と内棺からなる。外棺上には髻が置かれていた。

外棺は長さ 2.43 m、幅 1.10 m、残っている高さは 0.5 m を測る。外棺の周囲には10点の棺環が付けられている。棺環は側板に4点ずつ、端板に1点ずつが付けられていた。それぞれには縄の痕跡があり、棺を縛る縄と考えられる。外棺の表面には赤漆・黒漆が塗られている。

内棺は長さ 2.23 m、幅 0.90 m を測る。側板、端板は腐食が激しく、構成は不明である。蓋板と底板は長さ 2.23 m、幅 0.9 m で、南北方向の6枚から構成されている。幅は 0.11 m、0.18 m で、厚さは 0.06 m を測る。棺内には大量の朱砂が撒かれており、最も厚いところでは 2 cm を測る。発掘した被葬者と副葬品は赤く染まっていた。

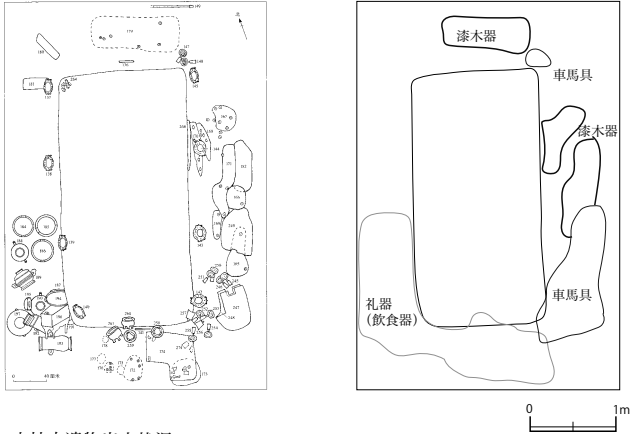
棺室には棺覆が置かれていた。棺覆は木組み、織物、棺飾で構成されている。棺飾は銅魚と陶珠・石貝で構成されている。その範囲はほぼ槨室いっぱい広がっていた（第17図2）。

被葬者の遺骸は腐食しており、性別・年齢は鑑定できなかった。痕跡から被葬者は仰身葬で、頭位方向は南、手は前で交差していた。

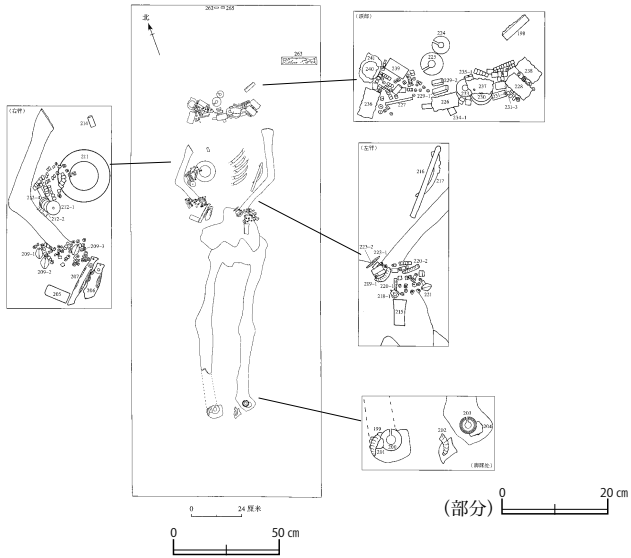
## （2）副葬品（第18・19図）

副葬品には飲食礼器、車馬具、玉器などがある。木槨内からは飲食礼器、車馬具が、木棺内からは玉器が出土している。

1 槨室内遺物出土状況



2 木棺内遺物出土状況



第18図 19号墓槨室・木棺遺物出土状況

① 木槨内

1) 飲食礼器 (第19図)

飲食礼器としては青銅飲食器があり、木槨西側南部から南側で出土している (第18図1)。

煮炊器には鼎 (1・2)・鬲 (3)・甗 (4) が出土している。鼎は同型式のものが3点と別形式のものが1点出土しており、列鼎になっている。鬲は同型のものが4点出土している。甗は1点のみが出土している。盛食器は簋 (5) と蓋付盆 (6) が出土している。簋は同型のものが4点出土している。蓋付盆は1点のみが出土している。酒器は方壺が同型のものが2点出土している (7)。水器は盃 (8) と盤 (9) が出土している。

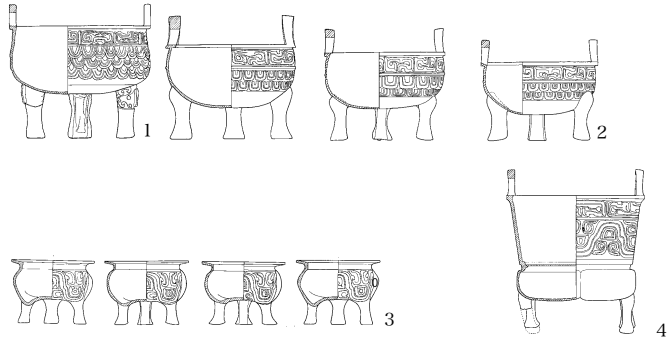
2) 車馬具 (第19図)

車馬器は主に東側から出土している (第18図1)。出土したのは鍙鈴 (10)、鐸 (11) と馬甲である。

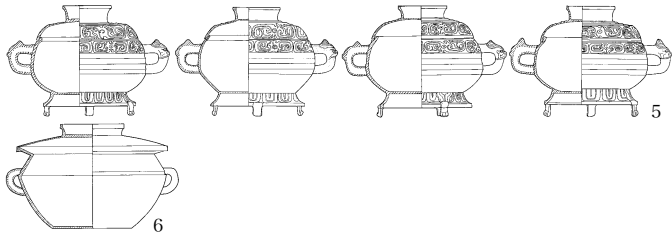
② 木棺内

木棺内からは玉器が主に出土している (第18図2)。出土した玉器には礼玉・佩玉・葬玉がある (第19図)。礼玉として武器型玉器の玉戈 (11)、玉璧 (12)、玉圭 (13) がある。佩玉として首佩 (5・6)、腕佩 (7)、玉玦 (4) がある。葬玉として口内からは含としての玉片、手からは握としての玉管、脚部からは踏としての玉片が出土している。玉戈は外棺蓋板上から出土

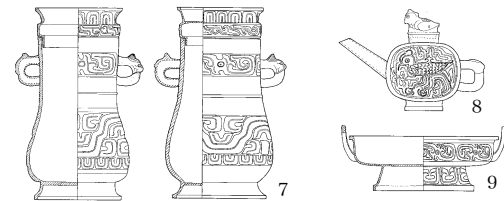
煮炊器



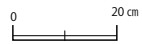
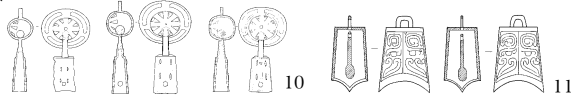
盛食器



酒器



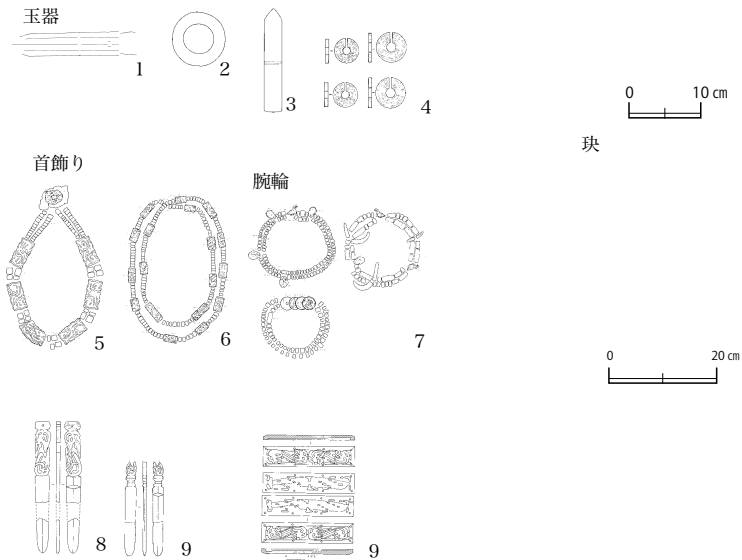
車馬具



三六〇

第19図 19号墓出土遺物 青銅飲食器・車馬具

芮国墓地の墓制



第20図 19号墓木棺内出土遺物

している。他の玉器は内棺内の被葬者にかけていた。このほか内棺内には象牙短剣2点、象牙削1点が置かれていた。

(3) 構築過程

墓葬の構築にあたりまず墓坑が掘削される。底部に達した後、木槨が構築される。

木槨は底板を敷き、側板・端板の順で組み立てられる。ついで木棺が置かれる。木棺は外棺が置かれた後、内棺が置かれる。木棺内の遺体には含・握・脚などが施され、全体が玉器の礼玉

や佩玉で覆われる。蓋が覆われた後、外棺蓋上には玉戈が置かれる。

その後槨室には副葬品が置かれる。青銅飲食器は西南隅にま  
とまって置かれる。車馬具は東側に置かれる。さらに槨室内を  
覆うように棺覆が置かれる。最後に槨蓋が置かれ、その後、埋  
め戻しがおこなわれた。

#### 4 青銅飲食器の検討

以上各墓葬について構造・副葬品・構築過程から、その内容を整理した。次にこの結果をもとに3基の墓葬を比較しながら、  
芮国墓地の墓制を検討したい。なおここまでも繰り返し述べてきたが、  
本稿では報告書に従い27号墓を芮国の国君である芮公、26号墓・19号墓をその配偶者として論を進めることとする。また青銅飲食器は祭儀に使われた器物であり、墓葬に副葬される場合には生前の祭儀での使用の様相が反映されるという前提に立つことを確認しておく。以下最初に飲食礼器に分類した青銅飲食器を取り上げる。まず青銅飲食器に鑄込まれた銘文について検討する。

##### (1) 銘文について

27号墓では列簋6点すべての蓋縁と内面に「芮公作爲旅簋」と鑄込まれていた。従ってこの作器者は芮公となる。

26号墓では鼎・鬲・甗・簋・方壺で銘文が確認されている。鬲は大型と小型があり、大型の鬲には口縁部に「芮太子作鑄鬲、子子孫孫永保用享」と鑄込まれていた。小型鬲は型式・大きさ・文様が共通する4点が副葬されており、3点には「芮太子白作爲万寶鬲鬲、子子孫孫永保用享」、1点には「芮太子白作爲域寶鬲鬲、子子孫孫永保用享」と鑄込まれていた。従ってこれら鬲の作器者は芮太子になる。

鼎・甗・簋・方壺の銘文は器名以外が共通しており、鼎には「中姜作爲桓公尊鼎」、甗には「中姜作爲桓公尊甗」、簋には「中姜作爲桓公尊簋」、方壺には「中姜作爲桓公尊壺用」とあった。報告者は26号墓の被葬者は作器者の「中姜」とする。そして中姜は27号墓被葬者である芮公の配偶者であり、銘文中にある「桓公」が27号墓の被葬者の名前であると考えている。

19号墓では鬲の口縁部に銘文が確認されている。鬲は4点が出土し、器形・法量・銘文は共通している。4点のうち1点の銘文は「芮公作鑄鬲、子子孫孫永寶用享」、残りの3点の銘文は「芮太子作鑄鬲、子子孫孫永寶用享」である。この鬲の作器者は芮公と芮太子ということになる。この芮公と芮太子の関係は不明である。

以上の銘文からは、副葬される青銅飲食器について次のような分類ができる。

- ① 芮公が自作器を自分の墓葬に副葬：27号墓「芮公作旅簋」
- ② 芮公の配偶者が芮公の爲に作った器を自らの墓葬に副葬：

26号墓「中姜爲桓公」諸器

- ③ 芮公・芮太子の作器を芮公の配偶者が自らの墓葬に副葬：  
26号墓大型鬲、19号墓「芮公作鬲」「芮太子作鬲」
- ④ 芮太子が他者の爲に作った器を芮公の配偶者が副葬：26号  
墓小型鬲「芮太子白作爲万寶鬲」「芮太子白作爲域寶鬲」

(2) 3基の墓葬に共通する器種について

次に青銅飲食器について、副葬状況について整理してみたい。青銅飲食器には3基に共通して副葬される器種と特定の墓葬にのみ副葬される器種がある。ここではまず共通する器種について検討する。

鼎は3基とも同じ形式のものが大きさを減じていく列鼎となっている。ただし副葬点数は墓葬により違いがあり、27号墓は7点、26号墓は6点、19号墓は3点である。これら列鼎では大きさ以外の型式、文様、そして26号墓については銘文も一致しており、同時に鑄造されたと考えられる。

簋も同じ大きさ・形式のものを複数副葬する列簋となっている。ただし点数は27号墓が6点、26号墓・19号墓が4点と異なっている。列簋では、型式、大きさ、文様、そして26号墓は銘文も共通しており、やはり同時に鑄造されたと考えられる。

方壺はいずれも墓葬も2点で、点数に違いは認められない。この方壺も、型式、大きさ、文様、そして26号墓は銘文も共通しており、やはり同時に鑄造されたと考えられる。

盤と盃については、いずれの墓葬も1点ずつの副葬である。盤のうち、27号墓・26号墓に副葬されたものは脚部に小四足がつき、把手も龍首となっているが、19号墓に副葬されたものは脚部が圈足で、把手は文様がない。両者を比較すると、27号墓・26号墓のほうが、19号墓に副葬されたものよりも精巧である。さらに27号墓と26号墓の盃を比較すると、把手の龍が26号墓では胴部が立体的で文様を鑄込むが、27号墓は文様がなく単純な作りである。さらに26号墓は圈足部にも鱗紋を鑄込むが、27号墓は圈足墓にも文様がない。このように見ていくと26号墓の盤のほうが、27号墓のものよりも精巧である。ここまでの検討をまとめると、盤は26号墓のものが最も精巧で、26号墓・19号墓ともそれに比べて簡素であり、なかでも19号墓がもっとも簡素である。

また盃は、26号墓に副葬されたものが大型で脚がつき、文様も精巧であるのに対して、27号墓・19号墓に副葬されたものは小型で、脚部も圈足であり、さらに文様も簡素化されている。従って盃は26号墓のものが精巧で、他の2基に副葬されたものは簡素な作りになっている。

盤・盃はセットとなるが、精粗でみると26号墓が最も精巧で、それに27号墓が続き、19号墓がもっとも簡素な製品が副葬されていることになる。

有蓋盆は27号墓と19号墓で1点、26号墓では他の墓葬よりもやや小型のものが2点出土している。この場合は27号墓と19号

墓が同じで、26号墓のみが異なる副葬状況となっている。

### (3) 墓葬により異なる器種について

墓葬により異なる器種については、副葬状況から①殷代からの伝統的な器種で春秋時代前期には出土例が少ない器種が1点のみ副葬される、②殷代以来の器種が複数点副葬される、③西周時代後期に現れた器種が副葬される、の3つの事例に分けることができる。

まず①の事例としては27号墓に副葬されていた尊・卣・角・觚を挙げることができる<sup>(2)</sup>。このうち觚には木質が残っており、副葬の直前にまで使用されていたことが推測される。また尊には他に例がない青銅製の蓋が付けられており、そこには使用者の嗜好が反映されたと考えられ、この器種についても埋葬直前まで利用されていたと考えられる。以上のありかたからすると、尊・卣・角・觚は副葬直前まで使用されていたと考えられる。そしてこれらの器種が芮公墓とされる27号墓からのみ出土していることは、芮国においてはこれら器種の使用が芮公に関連した儀礼に限定されていたことが要因と考えられる。

②の例としては鬲が挙げられる。鬲は26号墓・19号墓で複数点数が副葬されている。これら鬲には銘文が鑄込まれており、作者は「芮公」「芮太子」となっており、芮公やその家族が行う祭儀において鬲が使われていたことがわかる。しかし鬲は芮公の墓葬と考えられる27号墓には副葬されていない。つまり鬲は

芮公が祭儀にあたって使うこともあるが、芮公が被葬者である27号墓では副葬品としては選択されなかった、ということになる。この状況からすると、芮国において鬲は鼎などに比べて重要視されていなかったことになる<sup>(4)</sup>。

③の器種として簠がある。簠は26号墓のみで副葬されている。簠が27号墓に副葬されていないことは、芮国において簠が鬲同様に芮公の墓葬に副葬しなければならない器種に含まれていなかったことを意味する。また19号墓でも副葬されなかったことは、鬲とは違い簠が芮国において一般的な器種ではなかったことを推測させる。

#### (4) 副葬される青銅飲食器の選択について

ここまでの検討をふまえて、各墓葬の青銅飲食器の来源について考えてみたい。

##### ① 27号墓

芮公が被葬者である27号墓とその配偶者が被葬者である26号墓・19号墓で共通して副葬された器種には煮炊器の鼎・甗、盛食器の簋・有蓋盆、酒器の方壺、水器の盤・盃がある。これらの器種は、芮国において芮公やその配偶者による祭儀で共通して使われていた基本器種だと考えられる。27号墓では基本器種の簋が芮公の作器であることからすると、これらの器種は芮国での製作が考えられる。

このような基本器種の他に、27号墓では26号墓・19号墓には副葬されない尊・卣・角・觚が各1点副葬されていた。これらの器種は殷代以来のものであり、かつ27号墓が造営されていた時期には副葬例が極めて少ない器種であることが共通している。副葬された青銅飲食器が生前の祭儀で使われたものを反映するのであれば、芮公が行っていた祭儀で使っていた青銅飲食器は、同時代としては一般的ではない器種を含むものであったことになる。

## ② 26号墓

27号墓に比べると、26号墓の状況は複雑である。

26号墓に副葬された基本器種のうち、水器の盤・盃を除く器種には「中姜爲桓公作」の銘文が鑄込まれている。中姜は被葬者でかつ27号墓の墓主である桓公の配偶者とされる。銘文に「桓公」という諡号がみられることから、27号墓の被葬者である桓公が亡くなった後、中姜は桓公を祀るための青銅飲食器を作成したと考えられる。その場合制作地は芮国ということになる。

また26号墓からは「芮太子白作爲万宝鬲」「芮太子白作爲域宝鬲」の銘文を持つ鬲が出土しており、銘文から芮国で製作されたと考えられる。銘文の内容は芮太子が「万」「域」のためにこの鬲を製作したというもので、それが「万」「域」とは別人である中姜の墓に副葬されている。芮太子の作器対象である「万」「域」がどのような人物かは確定できないため<sup>(5)</sup>、これら鬲が作

器者と作器対象者とも異なる第3者の墓葬に副葬された経緯は明確にはできない。確実なことは、芮太子によりある特定の人物の爲に製作されたこれらの鬲が、何らかの経緯で第三者である中姜の墓葬に副葬されたということである。

次に基本器種のうち銘文のない盤と盃であるが、これらの器種が基本器種であることを考えると、他の基本器種同様に芮国で製作された可能性が考えられる。しかし27号墓や19号墓には簡素化された形式が含まれるに対して26号墓には盤・盃とも精巧なものが副葬されている。芮公の墓葬である27号墓が簡素な形式であることは、芮国の盃は簡素化した圈足の形式であったと考えられる。この観点からするならば、盤と盃については芮国で製作されたと考えるよりも、芮公と中姜との婚姻時に中姜の出身地から媵器として持ち込まれたと考えるべきであろう<sup>(6)</sup>。

このほか26号墓では、27号墓にも19号墓にも副葬されていない簠2点が副葬されている。簠は西周時代後期に現れる器種で、西周の広い範囲で確認されている。ただし芮国墓地では26号墓以外に出土例はない。このことから簠は芮国では一般的な器種ではないことがわかる。このことに基づけば、簠も婚姻時に持ち込まれたと考えるべきであろう。同様に有蓋盆は、27号墓・19号墓でも副葬されるが、大型のものが1点で、小型のものが2点副葬される26号墓とは異なっている。この違いを重視するならば、26号墓の有蓋盆も媵器として持ち込まれたと考えるべきであろう。

以上の検討をもとに、26号墓に副葬された青銅飲食器蓄積の経緯についてまとめると次のようになる。

被葬者である中姜は、27号墓の被葬者である芮桓公との婚姻を機に、他国から芮国に來訪した。その時に盤・盃、簠、有蓋盆を媵器として持参したと考えられる。その後中姜は配偶者である芮桓公の死と共に、桓公のためとする一式の青銅器（鼎・甗・簋・方壺）を作器する。鬲については上記とは別に芮国で作器されたと考えられる。

### ③ 19号墓

19号墓では基本器種と鬲が副葬されている。基本器種については、27号墓・26号墓の例から、芮国で製作されたと考えられる。また鬲には「芮公作」「芮太子作」の銘文があることから、やはり芮国で作器されたと考えられる。

以上のことから、19号墓に副葬された青銅飲食器は基本的には芮国で製作されたものということになる。

ここまで検討ことから明らかなように、副葬された青銅飲食器の来源は複雑である。問題はこのような青銅器飲食器がどのように副葬品として選択されたかである。角道は青銅器が宗廟の窖穴に保管されていたと考えている（角道2014）。もしそうであるならば、芮公とその配偶者に副葬された青銅器も本来宗廟で保管されていたと考えることができる。

このうち芮公に副葬された青銅飲食器については、芮公作器

が含まれることから、宗廟で芮公が行っていた祭儀で使われていた青銅飲食器を選んで副葬したと考えられる。配偶者のうち26号墓の青銅飲食器については、婚姻にともない持ち込まれたもの、自らが作器したもの、芮国で作器されたものが混在している。このようなあり方は、墓葬に副葬される以前に26号墓被葬者に属するものとして、青銅飲食器が蓄積されていた結果だと考えられる。先の角道の窖蔵への考え方に基づけば、26号墓被葬者の青銅器飲食器が宗廟内に置かれていたとしても、まとめて窖蔵に保管されていたと考えられる。同じ配偶者であっても、19号墓の青銅飲食器は芮国で製作された器種に限定されており、媵器と想定されるものが含まれていないことから、その出自は芮国にあったと考えられる。

以上の検討から、青銅飲食器の副葬については次のような経緯が考えられる。

芮公やその配偶者の墓葬に副葬される青銅飲食器は、宗廟などでおこなっていた祭儀で使われた器種が選択されたと考えられる。配偶者については、宗廟の青銅飲食器が使われた可能性とともに、私的なものとして所持していたものが副葬された可能性も考えられる。

## 5 27号墓・26号墓・19号墓の比較

前章では副葬品のうち、青銅飲食器について検討を加えた。本章では、墓葬のその他の要素について、3基の墓葬の比較を行ってみたい。

### (1) 墓葬構造

墓坑については27号墓と26号墓・19号墓で差異が認められる。墓道は27号墓が墓坑両端に付設されるのに対して、26号墓・19号墓は一辺にのみ付設される。また墓坑の容積でも、27号墓約100 m<sup>3</sup>、26号墓約61 m<sup>3</sup>、19号墓約55 m<sup>3</sup>であり、27号墓と26号墓・19号墓の間には一定の差異が認められる。それに対して葬具は3基とも槨と外棺・内棺で同じである。また外棺を覆う棺覆を設置すること同様であった。

墓葬構造においては、墓道の本数と墓室の大きさに諸侯と配偶者の差異が認められるが、葬具については差異が認められない。

### (2) 副葬品

#### ① 楽礼器

楽礼器は27号墓でのみ副葬され、26号墓・19号墓では副葬されていない。楽礼器は隣接する28号墓で出土しており、この墓

葬が27号墓に続く芮公の墓葬と考えられていることから、芮公にのみ副葬された器物だと考えられる。

## ② 車馬具

車馬具は、3基共に出土している。飾具を除いた器種には違いがあり、27号墓が轄・銚鈴・軛・ハミ・鐸、26号墓は銚鈴・ハミ・鐸、19号墓は銚鈴と鐸のみとなっている。このように車馬具の副葬は墓葬により器種に違いがあり、27号墓が最も多く、次いで26号墓、そして19号墓が最も少なくなっている。また点数にも違いが認められる。例えば3基の墓葬で共通する銚鈴は27号墓が44点、26号墓が12点、19号墓が10点となっており、27号墓が最も多く、次いで26号墓、そして19号墓が最も少ないが、27号墓と他の2基との間の差異が大きくなっている。

## ③ 玉器

玉器はすべての墓葬から礼玉、柄形器、佩玉、葬玉が出土している。

礼玉のうち武器型玉器には戈と劍がある。劍は27号墓からのみ出土している。戈は27号墓と19号墓から出土しているが、27号墓からは4点、26号墓からは1点と大きな差がある。この他の礼玉としては璧・琮・圭・柄形器がある。玉琮は27号墓にのみ副葬されている。璧は3基とも出土しているが、27号墓からは7点、26号墓からは2点、19号墓からは1点が副葬されてお

り、27号墓と26号墓・19号墓の間での差が大きい。圭は棺室に副葬されているのは27号墓と19号墓である。柄形器は19号墓のみから出土している。

佩玉には玦・身佩・首佩・腕佩がある。このうち玦・首佩・腕佩は3基とも副葬されている。身佩は27号墓と26号墓に副葬され、19号墓には副葬されていない。このほかいずれの墓葬でも葬玉の含・握・踏が確認されている。

3基の墓葬では、全体的に27号墓が器種、点数共に最も多く、これに次ぐのが26号墓、そして19号墓が最も少なくなっている。特に礼玉では27号墓が他の墓葬よりも圧倒的に多く、諸侯と配偶者という身分差が顕著に表れている。それに対して佩玉では27号墓と26号墓の間に大きな差はなく、19号墓が圧倒的に少ない。この場合は同じ配偶者の間で差異が生じていることになる。

#### ④ 武器

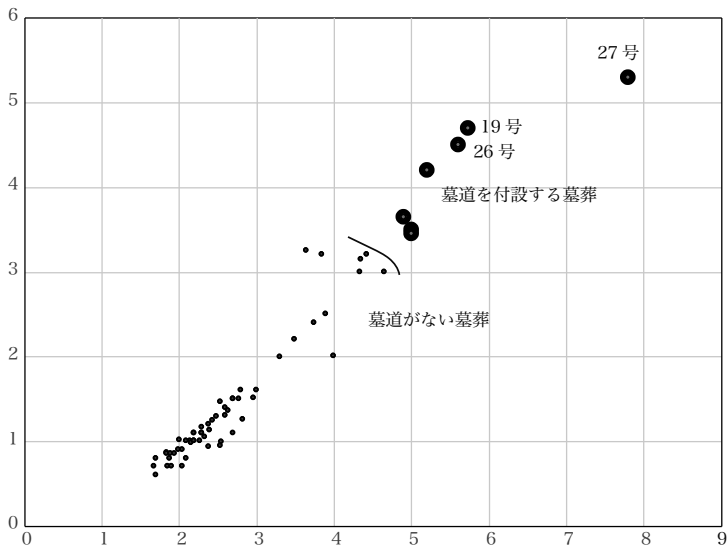
武器は、27号墓のみから出土し、26号墓・19号墓からは出土していないため、男女の別と考えることもできる。ただし芮国墓地では、中型墓以下の男性被葬者では武器は副葬されていない。従って武器の副葬は階層差も反映されたと考えることもできる。つまり芮国においては、武器は諸侯クラスの男性のみに副葬されたということになる。

## 6 芮国陵墓の墓制

以上の検討をふまえて、本章では芮国における諸侯とその配偶者の墓制について考察を行う。

### (1) 墓葬構造

まず墓葬構造についてである。第21図は芮国墓地の墓坑底部の規模をグラフにしたもので、大きな丸で表現されているのが墓道を付設する墓葬である。このグラフからも明らかにように、



第21図 芮国墓地の墓坑底部規模

芮国墓地では墓道を付設する墓葬は、墓道を付設しない墓葬よりも規模が大きい傾向が認められる。つまり芮国墓地においては、墓道を付設する墓葬は規模の点からは階層上位の墓葬ということになる。

ただし同じ墓道を付設する墓葬でも、被葬者が諸侯とその配偶者の間では、墓坑規模と墓道・墓坑のあり方に差異が認められる。上記のグラフから墓坑規模は芮公墓である27号墓が、配偶者の墓葬である26号墓・19号墓よりも大きいことがわかる。ただしその差異は芮公墓が配偶者の墓葬をはるかに凌駕する、といったほどではない。

墓道は芮国墓が墓道を墓坑両端に付設する中字形墓であるのに対して、配偶者墓は墓道が墓坑の一辺のみに付設される甲字形墓となっている。この違いについては、掘削のための通路という機能的な意味と、芮公とその配偶者の身分差を表す象徴的な意味の可能性が考えられる<sup>(7)</sup>。

諸侯と配偶者の墓葬における墓道については、晋侯墓地の事例が知られている。晋侯墓地では諸侯と配偶者が同じ場合（いずれも甲字形墓）、異なる場合（諸侯が中字形墓、配偶者が甲字形墓）がある<sup>(8)</sup>。また虢国墓地では諸侯墓と配偶者墓のいずれでも墓道が付設されない。以上の例からすると、墓道を付設するかどうかは、諸侯墓における必須の条件ではなく、その規範は諸侯国により異なっていたということになる。

以上の検討から考えると、芮国でこの3基の墓葬が造営され

たときには、諸侯墓は中字形墓、配偶者は甲字形墓といった規範が存在したと考えられる。

## (2) 副葬品

副葬品は、青銅飲食器・車馬具・玉器が共通し、27号墓にはさらに楽礼器と武器が加わる。

副葬品のうち青銅飲食器と楽礼器は祭儀に使われたものであり、いわゆる「礼器」として捉えられる。祭儀において青銅飲食器と楽礼器を使用することは遅くとも殷代の殷墟では確立され、西周時代に個別の器種に変化は認められるが、基本的には引き継がれて行く。同様に礼器としての青銅飲食器と楽礼器を副葬するという葬送規範も殷墟で確立されており、やはり西周時代に引き継がれている。礼器が副葬されたのは、漠然と被葬者が死後も存在するという死生観があり、そのため被葬者にとって必要とする器物を副葬する必要性が生じ、そのなかで選択された結果だと考えられる。その場合の選択基準は、被葬者の生前の社会的地位を表現する器物ということになる。つまり造墓者は、被葬者が死後も存在して社会的地位に相応しい祭儀を行う必要がある、という死生観を持っており、そのため祭儀を行うための道具としての礼器を副葬品として選択したのである。

礼器について以上の考え方が認められるのであれば、槨室に置かれる車馬具と武器についても同様に考えることができる。車馬具と武器は被葬者の外観を表現するものである。武器の中に

は巻首鉞のように、殺傷能力のような実用性が低く、象徴的な性格をもつ器種が含まれていることは、このような考えを裏付ける。つまり車馬具と武器は被葬者が出行するにあたり、その外観を表現することで、その社会的地位を表現する器物であると考えられる。

以上の副葬品が槨室に安置されるのに対して、玉器は主に木棺内に置かれる。玉器は礼玉、佩玉、葬玉からなる。このうち礼玉と佩玉は被葬者を覆うように置かれている。器種の中に武器型玉器が含まれることは、武器型玉器を使って対応が必要な被葬者に対する攻撃が想定されていることを意味する。しかし武器型玉器自体には人間を傷つける実用性がないことから、武器型玉器が対応する対象は霊的存在だと考えられる。つまり武器型玉器は霊的存在に対して、その形態と玉が持つと考えられていた霊力で、被葬者を保護する辟邪的な役割が期待されていたのと考えられる。武器型以外の礼玉も武器型玉器と区別されることなく被葬者を覆うように置かれていたことから、玉がもつと考えられていた霊力で被葬者を保護することが期待されていたと考えられる。ただし礼玉は葬送のために製作されたものではなく、生前においても使用されたと考えられることから、礼玉のもつ霊的な機能は現世においても期待されていたのであり、それが死後においても有効であると考え、副葬されたと考えるべきである。なおこれら玉器は芮国墓地でも青銅飲食器を副葬するような墓葬から出土することから、生前においては、被葬

者の社会的な地位を表象する器物でもあったと考えられる。この礼玉の靈的能力をもつ器物と社会的地位を表象する器物、という機能は排他的なものではなく、両立するものだと考える。

佩玉については、生前においても見つけていた可能性がある。ただし身体の大部分を覆う身玉のようなものを纏って動くことは困難であり、葬送のために製作されたと考えられる。佩玉も礼玉と同じように、生前と同様に被葬者を靈力で保護することが期待されて副葬されたと考えられる。

葬玉には含・握・踏などがある。これらの玉器は被葬者の口内に含まれる、手に握らせる、足先に着ける、といったように身体の一部を対象としたものであることから、「被葬者の保護」よりも「被葬者の死体の保護」を目的としたものと考えられる。

なおこのほか木棺内からは武器・刀子・武器型象牙製品などが出土している。27号墓からは銅戈・鉄戈と銅刀子・鉄刀子、26号墓からは銅刀子が出土している。19号墓からは象牙製の剣と象牙製の刀子を入れる盒が出土している。武器については芮公墓のみだが、刀子は身分や男女に関係なく副葬されている。またそれぞれの銅製や象牙製の入れ物が準備されている。さらに芮公墓からはこの時期としては稀少な鉄戈や鉄刀子が副葬されている、これらの器物は被葬者の個人的な持ち物と考えるべきである。同時にこれらの器物が刃部を持つことから、被葬者の保護といった側面もあったと考えられる。

以上の検討から、副葬品には、木槨内には被葬者の生前の社

会的地位を表現する器物、すなわち礼器（青銅飲食器、樂礼器）や車馬具・武器が選択され、木棺内には被葬者を靈的存在から護り、なおかつ死体の保護を目的に玉器や武器・刀子が選択されたと考えられる。このような副葬品のありかたは3基の墓葬で共通しており、諸侯とその配偶者という被葬者の社会的身分の違いによる影響はみられない。

ただし27号墓と26号墓・19号墓、さらには26号墓と19号墓の副葬品には差異が認められる点もある。

まず、27号墓と26号墓・19号墓との違いである。27号墓に副葬されている樂礼器と武器が、26号墓・19号墓には副葬されていない。この違いは、被葬者により、これら器物との関係性が異なっていたことが反映したと考えられる。

樂礼器は礼器であり、青銅飲食器と共に被葬者が祭儀を行うにあたって使われて器物である。先の青銅飲食器への検討を考慮するならば、芮公が行う祭儀とその配偶者が行う祭儀は異なっていたと考えられる。このような祭儀の違いが、樂礼器の副葬に反映したと考えられる。

同様のことは武器にもあてはまる。武器は車馬具とともに被葬者の社会的地位を対外的に表現する器物としての役割があった。従って武器の副葬の有無は、出行などにおいて芮公では車馬具とともに武器が使われていたのに対して、配偶者は車馬具のみで武器が用いられなかったという、芮国における規範が反映したと考えられる。

玉器については状況がやや複雑である。例えば礼玉の玉戈については、27号墓と26号墓で副葬され、点数は27号墓9点、26号墓が1点と大きく差があることから、諸侯と被葬者という身分の違いが反映していると考えられる。また同じ礼玉の璧についても、27号墓からは7点、26号墓からは2点、19号墓からは1点が副葬されており、玉戈と同じ傾向が認められる。

それに対して佩玉の身佩は27号墓と26号墓で副葬され、19号墓では復元されたものはない。ただし復元された佩玉は27号墓では1点、26号墓では2点であり、26号墓の方が多い結果となっている。この状況から、身佩については副葬品とするかどうかの境界は27号墓・26号墓と19号墓の間に存在する。しかしその副葬点数については、諸侯とその配偶者という身分の違いは、反映されないということになる。また葬玉では、3基の墓葬すべてで確認されており、死体を護るための玉器を身体に装着するという習俗は、身分に関わりなく行われていたことがわかる。

以上の状況からは、礼玉においては芮公とその配偶者というところで大きな違いがあるが、佩玉について芮公と26号墓の被葬者が同じで、19号墓の被葬者の間に大きな差が存在することがわかる。葬玉については、あまり身分差は表現されていない。このような違いは、玉器に対する生前の扱いの違いが反映したと考えられる。すなわち、社会的な性格が強い礼玉については芮公と配偶者という違いが強く反映し、社会的性格と私的性格

が強い佩玉では婚姻関係が強い芮公・26号墓被葬者が同じレベルで、19号墓被葬者の間で差異が生じたのである。そして専ら私的な性格をもつ葬玉では身分差があまり顕著ではないと考えられる。

### (3) 芮国墓地陵墓からみた墓制

ここまでの検討をふまえて、最後に芮国墓地陵墓の墓制をまとめてみたい。

芮国墓地では27号墓・26号墓・19号墓がひとつの群となっており、27号墓が芮国の諸侯、26号墓・19号墓がその配偶者の墓葬と考えられる。

墓葬構造における諸侯とその配偶者という身分の違いは墓道に表現されており、諸侯は墓坑の両端につく中字形、配偶者は墓坑の一辺にのみ墓道が付設される甲字形となっている。墓葬構造の他の要素には大きな違いは認められない。例えば墓坑の規模は27号墓が26号墓・19号墓よりは大きい、その差異は27号墓が他の2基よりも隔絶するほどではない。また木槨や木棺あるいは棺覆などの葬具については顕著な差異は認められない。

副葬品は被葬者の生前の社会的な地位を反映した器物と被葬者の社会的な地位の表現とその保護を目的とする器物が選択されている。前者には礼器（青銅飲食器、楽礼器）、車馬具、武器などが該当し、槨室に置かれる。後者には玉器や武器・刀子が該当し、木棺内に副葬される。

副葬品のうち木槨内におかれる器物については、被葬者の生前におけるこれら器物との関係や保有状況が反映される。この点で被葬者が諸侯であった27号墓とその配偶者であった26号墓と19号墓の間には、副葬品の器種数・点数などに大きな差が認められる。また同じ配偶者の墓葬であっても、26号墓と19号墓の間には差異が認められる。この点は、報告者が26号墓の被葬者を正妃、29号墓はこれに次ぐ配偶者としていることと合致する。

以上のように考えると、芮国の陵墓の墓制では、被葬者の生前の社会的地位が墓葬構造や副葬品に反映されていることになる。ただし、その違いに規則性は確認できない。例えば副葬品の中の青銅飲食器をみても、鼎や簋のように身分が数的に表現される器種と方壺のように3基とも2点のみが副葬される器種がある。もし青銅飲食器の副葬点数が身分を反映するのであれば、方壺の点数にも差異が生じるはずであるが、実際にはそうなっていない。このことは副葬される青銅飲食器の選択は、被葬者の生前の身分により決めたのではなく、被葬者の生前における青銅飲食器との関係が反映されると考えた方がより整合的である。被葬者が生前に関係した青銅飲食器は、26号墓のようにその入手経路は複雑であり、そのため副葬された青銅器のセットが身分差により一律に決定されるといったような規則性を認めることは難しくなる。

さらに身分による墓制の違いという観点について、他の諸侯国と比較してみると国別の差異が大きいことがわかる。例えば

墓道については、芮国墓地では身分の表現としての機能を有しているが、時代がやや先行する西周時代後期の虢国墓地では諸侯も配偶者もともに墓道を付設していない。また副葬品でも、芮国墓地では青銅飲食器の鬲が諸侯墓には副葬されず、配偶者墓にのみ副葬されているが、虢国墓地では諸侯・配偶者の両者に副葬され、いずれも複数を副葬する列鬲となっているなど、扱いに違いが認められる。もちろん、いずれの諸侯国においても、墓葬構造のうち葬具が木槨木棺であること、副葬品の基本構成が被葬者の社会的地位を表現する器物である礼器・車馬具・武器などと、被葬者の地位を表現すると共に保護する役割を期待された玉器から構成されることなど、基本的な墓葬の構造は共通する。ただし細部においては違いが認められ、その違いについては規則性が確認できないということになる。このことは墓葬で確認できる細部の違いは、各国の墓葬に対する規範が異なっていることに由来すると考えられる。

## おわりに

以上、芮国墓地の27号墓・26号墓・19号墓を資料として、春秋時代前期の諸侯国の墓制について検討してきた。芮国陵墓の基本的な墓制は、構造として墓葬を付設した豎穴土坑墓で、葬具としては木槨木棺であった。副葬品は被葬者の社会的地位を表現する器物である礼器・車馬具・武器と、被葬者を保護する

玉器から構成されていた。

このような墓制を基本としながら、諸侯と配偶者という身分の違いにより、差異が生じている。ただしその違いには規則性が認められず、多分に規範的なものであったと考えられる。

西周から春秋時代にかけての諸侯陵墓の墓制には、構造としては堅穴木槨木棺、副葬品が社会的な地位を反映した器物である礼器・車馬具・武器などと被葬者の社会的な地位の表現と被葬者の保護を目的とする玉器から構成されるといった基本的な共通点が認められる。その反面、社会的な地位や身分の表現には、国ごとにその規範に違いが見られる。このような統一性と多様性が諸侯陵墓墓制の特徴であると言える。

## 注

- (1) 梁帯村芮国墓地については、簡報が発表された後、正式な報告書が刊行されている。

本稿で取り上げた3基の墓葬については（陝西省考古研究院他2020）で報告されている。

また墓地の報告としては（陝西省考古研究院他2010）（陝西省考古研究院他2025）がある。このほか出土遺物の図録として（陝西省考古研究院他2009）（陝西省考古研究院他2012）が刊行されている。本稿での芮国墓地についての記載は、特に断りのない限り、以上の報告・図録に基づく。

- (2) 本稿では、副葬された飲食器や楽器で、祭儀に使われたと推定されるものを「礼器」と呼ぶ。さらに礼器のうち飲食器を「飲食

礼器」、樂器を「礼樂器」と呼ぶことにする。

- (3) これらの器種については伝世品とする説と模倣品とする説がある。報告書では伝世品とする。模倣品とする説は李零（李2014）や陳小三が唱えている（陳2011、2016、2020）。現状では報告者に従い、伝世品とする立場を採る研究者が多い。ただし、西周時代後期から青銅飲食器の明器が製作され、これら明器のなかには方彝・尊・爵・觚など、西周時代以前からの器種で同時代には製作されていない器種が含まれており、この時期に古い時代の器種の「模倣」が行われる可能性は否定できない。尊の蓋などは西周時代前期などには製作例がないことも、その傍証とすることもできる。ただその場合、このような模倣品の出土例がないことが問題となる。

西周時代の西周青銅器の明器や仿銅器については（田畑2012）（角道2014）（大日方2018）を参照。

- (4) 後段でも触れるが、西周時代後期の河南省虢国墓地では虢公とその配偶者の墓葬から鬲が出土している（河南省文物考古研究所他1999年）。芮国と虢国墓の例から、鬲を諸侯墓副葬するかどうかは国により異なっていたことがわかる。
- (5) このうち「万」については、桓公の次の芮公とする説がある（陳2016）。
- (6) このように婚姻時に女性が持参した青銅飲食器を「媵器」と呼ぶ。媵器については（陳昭容2006）（彭瑾2014）（賈洪波・臧志哈2024）を参照。
- このなかで賈洪波・臧志哈はこのような媵器を婚姻した女性の「私有財産」としてしている。
- (7) 墓道が2本付設される機能的な意味とは芮公墓の方が配偶者墓よりも副葬品が多いため、大きな木槨を製作する必要がある、墓

## 芮国墓地の墓制

坑規模も大きくなった。そのため墓坑掘削の工程が増え、墓道が2本必要となった、というものである。象徴的な意味とは、諸侯墓は墓道が2本、配偶者は墓道が1本という、諸侯とその配偶者という身分の違いを表現したという考え方である。

前者については、確かに墓葬間には副葬品の量に違いが認められ、それが墓室の規模を大きくさせたことは否定できない。各墓葬の容積を比較すると、27号墓約 100 m<sup>3</sup>、26号墓約 61 m<sup>3</sup>、19号墓約 55 m<sup>3</sup>で、27号墓は他の2基の墓葬よりも大きい。ただし墓口からの深さについては27号墓約 12 m、26号墓約 11 m、19号墓約 11 m と大きな違いは認められない。つまり27号墓の規模は他の2基の墓葬よりも確かに大きい、その大きさにより工程が増えさらに墓道を掘削させたというほどの差異があったとは考えがたい。その意味では、墓道を1本付設する場合は副葬品や被葬者を運び込むための機能的な意味の可能性も否定できないが、1本と2本の違いについては、機能的な要因は考えがたいところはある。

(8) 晋侯墓地の概要は(李伯謙2022)を参照。

## 参考文献

- 賈洪波 臧志哈 2024 「由南陽夏餉鋪墓地出土鄂侯壺銘看春秋鄂國族姓與斃器返葬現象」南開學報(哲學社會科學版)2024年第3期
- 吳偉華 2016 「陝西韓城梁帶村芮國墓地 M28墓主新考」『中原文物』2016年第3期
- 周亞、葛亮 2014 「芮太子白鬲銘文的釋讀與梁帶村 M26、M27墓主的身份」『兩周封國論衡』上海古籍出版社
- 朱鳳瀚 2012 「論梁帶村芮國墓地出土青銅器與相關問題」『梁帶村裡

(196)

- 的墓葬——一份公共考古學報告』北京大學出版社
- 陝西省考古研究院、震旦藝術博物館 2007 『芮國金玉選粹：陝西韓城春秋寶藏』三秦出版社
- 陝西省考古研究院·上海博物館 2012 『金玉華年：陝西韓城出土周代芮國文物珍品』上海書畫出版社
- 陝西省考古研究院、渭南市文物保護考古研究所、韓城市景區管理委員會 2010 『梁帶村芮國墓地：二〇〇七年度發掘報告』（陝西省考古研究所田野發掘報告、第59號）文物出版社
- 陝西省考古研究院、渭南市文物保護考古研究所、韓城市文物旅遊局 2020 『梁帶村芮國墓地：2005、2006年度發掘報告』（陝西省考古研究所田野發掘報告、第89號）文物出版社
- 陝西省考古研究院 渭南市文物保護考古研究中心 韓城市景區管理委員會 2025 『梁帶村芮國墓地2009年度發掘報告』（陝西省考古研究所田野發掘報告、第102號）文物出版社
- 陳小三 2011 「韓城梁帶村 M27出土卣、尊年代辨析—附論扇形鉞與特殊的鳳鳥紋飾」『文博』2011年第1期
- 陳小三 2016 「韓城梁帶村墓地三題」『中國國家博物館館刊』2016年第3期
- 陳小三 2020 「再談韓城梁帶村 M27出土一組銅器的年代及相關問題」『中國國家博物館館刊』2020年第5期
- 陳昭容 2006 「兩周婚姻關係中的“媵”與“媵器”——青銅器銘文中的性別、身份與角色研究之二」『中央研究院歷史語言研究所集刊』第77本第2分、第193-278頁
- 張懋鎔 2014 「韓城芮國墓地有多大？—兩周之際芮國傳世銅器與出土銅器的比較」『兩周封國論衡』上海古籍出版社
- 張天恩、孫秉君 2012 「梁帶村芮國墓地的基本認識」陝西省考古研究院·上海博物館編『金玉華年：陝西韓城出土周代芮國文物珍品』

芮国墓地の墓制

上海書畫出版社

張長壽 2014 「論梁帶村芮國墓地」『兩周封國論衡』 上海古籍出版社

彭瑾 2014 「周代媿器試論」 南京大学研究生卒業論文

李伯謙 2022 『晋侯晋都晋文化』 三晋出版社

李零 2014 「梁帶村出土器銘探微」『兩周封國論衡』 上海古籍出版社

田畑潤 2012 「黄河中流域における西周時代後期葬制の変化と拡散」  
『中国考古学』第12号

角道亮介 2014 『西周王朝とその青銅器』 六一書房

大日方一郎 2018 「西周時代倣銅器に関する初歩的検討」『中国考古学』第18号